平成２６年（フ）第３６号
茨城県日立市鮎川町３丁目５番６―306号
破産者　根目澤章三
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１９５号
群馬県伊勢崎市豊城町1478番地６、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町326番地３
破産者　渡邉　　浩
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９６号
群馬県伊勢崎市豊城町1478番地６、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町326番地３
破産者　渡邉　有子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
群馬県伊勢崎市境上渕名964番地10　ベルピアドリーム上渕名Ｂ116
破産者　須藤　精孝
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４７３号
さいたま市南区大字大谷口5528番地
破産者　嶋田マユミ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
新潟県妙高市月岡１丁目17番５号　アトラス７―205号室
破産者　石山　孝男
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３４号
新潟県上越市大字黒井2141番地
破産者　笹川　敏明
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２号
金沢市東山３丁目３番27号、従前の住所東京都新宿区横寺町37番地
破産者　片山　雅人
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９０５号
大阪府四條畷市岡山東２丁目２番33号　サンビレッジ忍ヶ丘Ｂ102
破産者　谷口　法子（旧姓桑原）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２３号
兵庫県西宮市日野町６―22、開始決定時大阪府枚方市東香里元町10番３号
破産者　バーニーズマウンテンこと　井畑　洋
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３２号
堺市東区大美野158番地５　市営西口園団地５棟105号、開始決定時の住所堺市中区土塔町3157番地13
破産者　高島　泰裕
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０号
大阪府豊中市三和町２丁目４番７号、前住所大阪市生野区鶴橋４丁目７番21号
破産者　伊藤金属製作所こと中一金属製作所こと　伊藤　元義
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４６号
大阪市東成区東今里１丁目５番３―1308号、開始決定時大阪市中央区高津２丁目４番６号カスタリア日本橋高津1004号室
破産者　柴田　喜治
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８０号
大阪市都島区大東町３丁目10番10―904号
破産者　杉井　大作
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１８号
大阪市西成区天下茶屋２―21―５、事業所所在地大阪市中央区博労町４丁目６番17号　第３丸米ビル215
破産者　シュガー・ブラウンこと　渡邉　　聡
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６１号
大阪市西成区天神ノ森２丁目４番19号、前住所大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番６―1016号
破産者　東　　孝典
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５３号
大阪府豊中市服部元町２丁目７番22―301号
破産者　坂上　　登
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６２号
大阪市西成区太子１丁目７番15号　関口マンション３―Ｃ
破産者　今井　　清
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部